お引越しのときは早めに手続**自動車税の住所変更**

願いします 事務所に住所変更の届出をお 在で自動車をお持ちの方に納自動車税は毎年4月1日現 めていただく道税です。 住所が変わったら札幌道税

できます。 ームページからも行うことが善住所変更の届出は、道税ホ 道税、

で登録手続きが必要です。 登録) 住所が変わったとき なお、 次の場合は運輸支局 (変更

転登録) 自動車を売買したとき

消登録) 使用しなくなったとき

お問い合せ

札幌道税事務所自動車税部 011-746-1190

知らせる

用ください。 しておりますの

是非ご利

■お問い合せ

採平用成

試25

験年

の度 お国

程度) 総合職試験

(院卒者・大卒

電話 全国健康保険協会北海道支部 http://www.kyoukaikenpo 011-726-0352

事業主の皆さまへ 業」が新たに創設されました「日本再生人材育成支援事

❖今井輝美さん (千歳) から

感謝いたします。

ご寄付をいただきました。 の香典返しを廃し心温まる 亡妻(故今井美智子さん)

社会福祉法人

占冠村社会福祉協議会

一般職試験(大卒程度)

インターネット申込期間

4月1日~8日

インターネット申込期間

制度概要

一般職試験(高卒者)

4月9日~18日

インターネット申込期間

等において、 (非正規雇用労働者を含む)に 健康、環境、 雇用する労働者 農林漁業分野

・申込専用アドレス 6月24日~7月3日

> go. jp/juken. html お問い合せ http://www.jinji-shiken.

電話係

人事院北海道事務局第二

課

011 - 241 - 1248

の全 お国 知らせ、一個東保険協会から

置きとなります。 度保険料率は10・12%に据え 北海道支部の平成25年 [健康保険協会 (協会け

めには、 できる「特定健診」 者様(家族)には手軽に受診 習慣病予防健診」を、 含む検査項目が豊富な「生活 けんぽでは、 健康づくりが大切です。 人)には、 今後も保険料を上 皆さまの健康管理・ がん検診の内容を 被保険者様(本 上げない をご用意 被扶養 協会

> 対して、 労働省ホームページのパンフ 行います。 レットより確認ください。 じて賃金や経費に係る助成 施した場合に、その種類に応 【制度内容の確認】 お手数でも、 定の職業訓練を実 まずは、

局または最寄りのハローワー詳細については、北海道労働 ※対象分野や手続き方法等 roudou/koyou/kyufukin/ikus クまでお問い合せくださ isakuni tsui te/bunya/koyou_ http://www.mhlw.go.jp/se

お問い合せ ハローワークふらの 北海道労働局職業安定部 23 4 1 2 011 - 709 - 2311

占冠村職員 人事

中林伸江 職員(看護師) (トマム・占冠

診療所主任

(テレビ北海道) 視聴できます。

TVH(テレビ北海道)放送の電波が発信 され、視聴できるようになりました。

TVH放送をご覧になるには、テレビのチ ャンネルの再設定が必要な場合があります。 設定方法については、各ご家庭のテレビの 説明書でご確認ください。

> ■企画商工課企画担当 電話56

運転免許更新時講習会

ご厚志に

☆富良野地域人材開発センター

■優良講習

◎3月5日(火) 13時~ ◎ 3月15日(金) 13時~

■一般講習

◎3月5日(火) 14時~ ◎ 3月15日 (金) 14時~

■違反講習

◎3月12日(火) 13時~

13時~

◎3月25日(月)

■初回講習

◎3月11日(月) 13時~

※4月の日程については、各自で警 察署にご確認ください。日程の公表 は3月中旬の予定です。

- 2124

お知らせ

「津波警報が変わります」

一平成25年3月7日(予定)から運用開始—

東日本全域に未曾有の大災害をもたらした東北地方太平洋沖地震一。特に津波による被害は甚大でした。この地震に対して当初発表した津波警報は、実際の津波を大きく下回るなど、津波警報の発表に関する課題が指摘されました。気象庁では、このような津波による被害の軽減を図るため、有識者や各防災関係機関と協力して、津波警報の改善に取り組んできました。そして、震災から約2年を迎える平成25年3月7日から、「新しい津波警報」の運用を開始します。

「新しい津波警報のもっとも大きな変更点は、警報の発表方法の見直しです。これからの津波警報は、津波の高さを小さく予想することを防ぐため、巨大地震発生時に限りその海域における最大級の津波を想定して発表します。このとき、最初の津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」、「高い」という表現で発表し、非常事態であることを伝えます。また、観測された津波の高さがまだ十分小さいうちは、数値で表わさずに「観測中」という表現で発表します。これは、まだ津波が小さいうちに観測された値を見て、これが最大だと誤解してしまうと、避難の足を鈍らせてしま

う危険があるためです。これらの他、これまで8段階で発表していた「予想される津波の高さ」を5段階に 集約する、などの変更も行います。

★新しい津波警報・注意報の区分と表現

<u> </u>			
	発表する津波の高さ		
	高さの区分	発表する値	高さの表現
大津波警報	10m~	10m超	巨大
	5 m~10m	10m	
	$3\mathrm{m}\sim5\mathrm{m}$	5 m	
津波警報	1 m∼ 3 m	3 m	高い
津波注意報	20cm∼1 m	1 m	(表記しない)

さらに、沖合で観測された津波の成果を今まで以上 に活用した「沖合の津波観測に関する情報」を新設し ました。この情報では、津波が沿岸に到達するより前 に、沖合の観測値をいち早くお伝えします。また沖合 の観測値をもとに、津波が沿岸に到達する時刻及び津 波の高さをより正確に推定して発表します。

気象庁では、皆様に新しい津波警報・津波情報を正 しく理解していただき、上手に活用していただくこと で、少しでも津波災害を減らしたいと考えておりま す。 津波警報改善の詳細については、旭川地方気象台ホームページ (http://www.jma-net.go.jp/asahikawa/) に掲載しておりますので、是非ご覧ください。

津波警報は、津波による災害の発生が予想される時 に発表する重要な情報です。津波警報を見聞きした ら、直ちに安全な場所へ避難をお願いします。

■お問い合せ 旭川地方気象台 防災業務課 電話 (0166) 32-7102

■入 居 資 格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

- ●占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。
- ●月収が15万8,000円以下の方。

(例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉 徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除 等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額 が15万8,000円以下の方)

- ※単身の方でも入居できます。
- ※連帯保証人が2名必要です。
- ★入居者と同等または同等以上の収入のある方。
- ■家 賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。
- ■入居可能日 概ね4月1日(月)
- ■入 居 決 定 入居者選考委員会の審査によりま
- ■申込受付場所 産業建設課建築担当

トマム支所

■お問い合わせ 産業建設課建築担当

☎ 56-2172

村営住宅入居者募集のご案内

2戸

1戸

募集団地

●受付期限 3月15日(金)

- ●占冠地区 2戸 (
 - トマム地区 2戸○第3トマム団地
- 〇占冠団地 3 D K
- 3 L D K
- ●中央地区 1戸○第2千歳団地

4 L D K

○みなし特公賃住宅3 L D K1 戸

1戸

皆様の入居を お待ちしています

※みなし特公賃住宅は、村営住宅とは入居資格が異なりますので、詳しくは、産業建設課建築担当へお問い合わせください。